

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、貸切バスの安全確保対策を推進する観点から、貸切バス事業者及び旅行業者の法令遵守状況、これら事業者に対する指導・監督状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

国土交通省、厚生労働省、公正取引委員会、消費者庁

(2) 関連調査等対象機関

都道府県(14)、貸切バス事業者(72)、旅行業者(28)、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 7局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

行政評価事務所 9事務所（福島、茨城、神奈川、山梨、静岡、奈良、岡山、佐賀、熊本）

4 実施時期

平成28年4月～29年7月